

# 令和7年度 集団指導資料(障害児編)

## 令和8年3月 岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

### 【関係根拠法令等】

- 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)
- 児童福祉法施行令(昭和23年3月31日政令第74号)
- 児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号)

### 【指定基準(人員・設備・運営)関係】

- ◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)
- ◎ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第16号)
- ◎ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)
- ◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)
- ◎ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号)

### 【報酬告示関係】

- ◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)
- ◎ 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)
- ◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)

### 【関係条例等】(岡山市)

- ◎ 岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月19日市条例第79号)
- ◎ 岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月19日市条例第80号)
- ◎ 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日市条例第96号)

厚生労働省 法令等データベースシステム <http://www.mhlw.go.jp/hourei/>

子ども家庭庁 各種ガイドライン・手引き等について(児童発達支援等のガイドライン等 障害児支援の安全管理に関するガイドライン 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き 障害者虐待の防止と対応の手引)

[https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline\\_tebiki#h2\\_free1](https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki#h2_free1)

子ども家庭庁 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について(障害児支援に関するQ&A、指定基準、解釈通知、報酬告示、留意事項通知、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、保育所等訪問支援ガイドライン、支援プログラムの作成・公表の手引き、自己評価の流れ、個別支援計画の取扱い(留意点、記載例)、加算届出様式等

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

岡山県障害福祉課(相談支援従事者初任者研修、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修) <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>

厚生労働省 福祉・介護職員の処遇改善 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaiyahukushi/minaoshi/index\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiyahukushi/minaoshi/index_00007.html)

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai\\_446935\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html)

(障害児)指定関係様式集ID:7706 (障害児)加算関係様式集ID:7723 基準条例についてID:7953 障害者・障害児業務管理体制に関する届出ID:7572  
その他の通知・情報等(障害者・障害児)ID:7717 自主点検表について(障害者・障害児)ID:7867 指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新についてID:7676  
R6集団指導資料ID:66864 事故報告書ID:7709

# 個別支援計画作成業務従事届出書 必要書類

## 個別支援計画作成業務従事届出書 必要書類

- ・別紙様式第二号届出書(陽準用式) ID 7723
- ・付表(標準様式) ID 7706
- ・経歴書 ID 7706 (44)
- ・実務経験証明書 ID 7706 (49)
- ・資格を確認する書類
- ・相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了書の写し
- ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修修了証の写し
- ・就任する月の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(職種欄に計画作成従業務に従事することが分かるように記載)
- ・就任する月の組織体制図
- ・個別支援計画作成業務従事届出書 下記のいずれか
  - ID:7706 46-2 基礎研修修了者を2人目以降として配置する場合
  - ID:7706 46-2 基礎研修修了者を児童指導員等として配置し計画作成業務に従事させる場合

基礎研修受講時に既に実務経験要件を満たしているか確認してください。  
基礎研修受講時には、実務経験年数がないが、届出時点の実務経験年数で誤って届出されることがありますので、ご注意ください。

必要書類

\* 児童発達管理責任者の変更届の添付書類は、就任承諾書も必要です。

ID:7706

x 46 (参考様式7)人員の配置要件に係る誓約書(エクセル形式、36.68KB)

x 46-2 (参考様式7)基礎研修修了者を2人目以降として配置する場合・基礎研修修了者を児童指導員等として配置する場合 個別支援計画作成業務従事届出書(エクセル形式、28.95KB)

基礎研修修了者とは、相談支援従事者初任者研修(講義部分)及び児童発達支援管理責任者基

礎研修修了者として修了した者(講義部分)修了証書を提出すること

児童発達管理届出書(基礎研修修了者2人目)

児童発達管理届出書(児童指導員等)

基礎研修修了者を2人目以降  
として配置する場合

基礎研修修了者を児童指導員等として  
配置し計画作成業務に従事させる場合

個別支援計画作成業務従事届出書は、右上に「基礎研修修了者を児童指導員等として配置し計画作成業務に従事させる場合」の記載があることをご確認ください。

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

## ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験①(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件①**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出**を行う。  
（施行日前の実務経験①(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

届出書 ID:7706 基礎研修修了者を2人目以降として配置する場合



## ② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間） サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

## 要件①

## 実務経験要件

## 実務経験

相談支援業務  
又は  
直接支援業務  
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

新

## 研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如以前に修了済み **要件②**

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、1年間 サービス管理責任者等とみなして従事可能（現行どおり）

サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている者 **要件③**

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）サービス管理責任者等とみなして従事可能 **【新規】**

期間経過後、継続してサービス管理責任者等として配置するには、配置要件における研修修了要件（実践研修まで修了）を満たす必要あり

# サービス管理責任者等に関する告示の改正について

事務連絡  
令和5年6月30日

都道府県 障害保健福祉主管部(局)  
市町村 児童福祉主管部(局) 各御中

こども家庭庁支援局障害児支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

## サービス管理責任者等に関する告示の改正について

日頃よりこども家庭行政及び厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号)」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)」については、本日6月30日に改正され、同日適用されたところですが、改正の趣旨及び概要については下記のとおりですので、各都道府県・市町村におかれては十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 実践研修の受講に必要な実務経験について【別添1・2】

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の研修体系については、令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験(OJT)を「2年以上」としてありますが、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験(OJT)として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とします。

#### 2 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について【別添3・4】

サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置については、現行制度上、サービス管理責任者等の欠如時から1年間としております。

今回、基礎研修修了者については、個別支援計画の作成に関して一定の知識・技能等を習得していること、また、事業所内でのサービス管理責任者等の養成を進める観点から、従前のやむを得ない事由(※)による措置(1年間)に加え、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能(最長2年間)とします。

- ・実務経験要件を満たしていること
- ・サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みであること
- ・サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されていること

※やむを得ない事由については、サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合を想定している。

#### 3 更新研修の受講に必要な実務経験の範囲について

サービス管理責任者等更新研修の受講に必要な実務経験として、現行、サービス管理責任者では児童発達支援管理責任者の実務経験が、児童発達支援管理責任者ではサービス管理責任者の実務経験が規定されていない等、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者双方の配置要件を満たしている者であっても、いずれか一方の更新研修の受講要件を満たさず、従事ができなくなる場合があったことなどから、以下のとおり改正を行いました。

##### ① サービス管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者(障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。)又は相談支援専門員(計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援専門員を指す。)

##### ② 児童発達支援管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者(障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。)又は相談支援専門員(計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援専門員を指す。)

#### 4 その他

##### (1) 更新研修の受講に必要な実務経験の期間の算定方法について

更新研修を受講するための実務経験等の期間の算定方法については、従前お示していなかったところですが、運用の統一化を図るため、以下のとおりお示いたしますので、ご了承くださいませようお願いします。

・更新研修は、資質向上の一環として受講者の実践について振り返りを行うことをその趣旨のひとつとしていることから、研修の受講にあたって実務経験を求めているものです。必ずしも1年につき180日の勤務はせずとも、その趣旨は達成できるため、1年につき180日を下回る場合についても受講を認めて差しつかえありません。なお、日数の下限については具体的に定めませんが、上記趣旨を踏まえた研修の受講が期待できるかを踏まえて個別に判断していただきますようお願いいたします。なお、相談支援従事者現任研修についても同様の考え方であることを申し添えます。

# サービス管理責任者等に関する告示の改正について

・サービス管理責任者等として従事するための実務経験や、基礎研修・実践研修を受講するための実務経験については、実務の積み重ねを求めるものであることから、従前示されているとおり、1年につき180日の勤務(時間は問わない)を求めており、当該日数については通年で算定することが可能です。なお、相談支援専門員として従事するための実務経験、主任相談支援専門員研修を受講するための実務経験についても同様の考え方であることを申し添えます。

例:5年間の実務経験を要する場合、5年以上かつ900日(180日×5年)の勤務があれば要件を満たすものとする。

(2)期限までに更新研修が修了できなかった場合の取扱いについて

期限までに更新研修を修了することができなかった場合については、実践研修を改めて修了(実践研修受講のための実務経験は不要)することで、修了日以後再びサービス管理責任者等として従事可能ですので、ご注意ください(基礎研修の再受講は不要)。

(注)令和6年3月31日までは平成30年度以前からサービス管理責任者等である者について、初回の更新研修受講時には更新研修受講のための実務経験要件は問わない。

(3)サービス管理責任者等の研修の実施等について

サービス管理責任者等の養成研修については、一部の都道府県において、研修受講希望者が事業所の所在する都道府県で研修を受講できない場合があるとの意見をいただいているところですが、サービス管理責任者等の確保は各事業所の事業継続上不可欠であることに鑑み、各都道府県におかれては、管内の受講見込人数を事前に把握し、受講が必要な者が研修を受講できるよう研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、計画的な研修実施をお願いいたします。また、今回の告示改正を契機に、実践研修等に係る地域のニーズを踏まえて、必要に応じて研修計画の見直しを行うなど適切な対応をお願いいたします。

なお、地域の実情により、希望者全員が研修を受講できない場合であっても、指定担当部局や指導監査担当部局(管内市町村が担当している場合、管内市町村を含む。)とも十分に連携しつつ、真に研修の受講が必要な者が研修を受講できないことがないよう、必要な対応をお願いいたします。

また、研修制度見直し前の平成30年度までに研修を修了したサービス管理責任者等が、今後資格を継続して更新するためには、令和5年度末までに初回の更新研修を受講する必要がありますので、都道府県におかれては、管内の受講見込人数を事前に把握し、研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、令和5年度末までに受講が必要な者について更新研修が受けられない事態が発生することのないよう、計画的かつ確実な研修実施をお願いいたします。

ID:7717 【厚生労働省】【こども家庭庁】令和5年度におけるサービス管理責任者等研修制度の変更に関するQ&A

## 1. 実務経験(OJT)について

(OJT期間が「6月以上」とすることができる要件について)

**問1** 実践研修の受講要件である実務経験(OJT)について、「6月以上」とすることができる対象者については、具体的にどのような者であるか。

(答) 以下のいずれの要件も満たす者である。

① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3~8年)を満たしていること。

② 実践研修の受講要件である実務経験(OJT)として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。

具体的には、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等に従業者として配置を届け出ている者について、以下のいずれかの場合が該当する。

ア サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画(モニタリング含む)※)に従事する場合。

イ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者(実務経験者)がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務(利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、個別支援計画の作成に係る会議の開催、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、個別支援計画を交付(モニタリング含む)※)に従事する場合。

ウ 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており(経過措置対象者)、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務(上記?と同様)に従事する場合。

※ 具体的な業務内容については問4参照。なお、実践研修の受講要件である基礎研修修了後の実務経験については、OJTとして行う趣旨で設けていることを踏まえ、(必要に応じて他の事業所等に協力を求めるなどして)サービス管理責任者等による助言・指導を受けた上で行われることが望ましい。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

# サービス管理責任者等に関する告示の改正について

ID:7717 【厚生労働省】【こども家庭庁】令和5年度におけるサービス管理責任者等研修制度の変更に関するQ&A

<問1:要件①に関して>

(基礎研修修了後に実務経験者となった場合について)

**問2** 基礎研修については、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件として規定されている年数に2年満たない時点から受講できるが、基礎研修修了後にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たした場合、それ以降は、2年間の実務経験(OJT)ではなく、個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験(OJT)を満たして実践研修を受講することが可能か。

(答) できない。個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験(OJT)については、基礎研修受講開始時に実務経験者である者が対象となり、基礎研修受講開始時に実務経験者でない者は、実践研修の受講には相談支援業務又は直接支援業務の2年間の実務経験(OJT)が必要である。

(「基礎研修受講開始時」について)

**問3** 「基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている」とあるが、これは「相談支援従事者初任者研修講義部分」受講時においても既に当該実務経験要件を満たしている必要があるか。

(答) 「サービス管理責任者等基礎研修」の受講開始時において既に実務経験要件を満たしていればよく、「相談支援従事者初任者研修講義部分」の受講開始時と実務経験要件を満たした時点の先後は問わない。もっとも、実践研修の受講要件である実務経験(OJT)については、「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了し、修了証の交付を受けた時点から起算可能となる。

<問1:要件②に関して>

(OJTの業務の具体的内容について)

**問4** 「個別支援計画作成の業務に従事する」とあるが、具体的に対象となる業務はどのようなものか。

(答) 個別支援計画の作成の業務とは、以下の業務をいう。

A 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第58条第2～3項等参照)

B アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第58条第4項等参照)

C 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)②ア等参照)

※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。

D 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第58条第6項等、解釈通知第四の3(7)②イ、ウ等参照)

E 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。(基準省令第58条第8項等、解釈通知第四の3(7)②エ等参照)

(OJTの業務の頻度等について)

**問5** 「個別支援計画の作成の業務」については、どれくらいの回数を行っている必要があるか。期間の算定についてはどのように行うべきか。

(答) この実務経験(OJT)は、サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。

(なお、個別支援計画の見直しについては、少なくとも6月に1回以上行うことが指定基準上定められている)

また、実務経験(OJT)に係る期間(勤務日数)の算定にあたっては、厳密に「個別支援計画の作成の業務」を行った日のみを算入するのではなく、サービス管理責任者等の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等において従事した期間をもって算定して差しつかえない。

# サービス管理責任者等に関する告示の改正について

(基礎研修修了者が OJT として個別支援計画の原案の作成を行う場合の人員配置の取扱いについて)

問6 サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者に個別支援計画の原案の作成までの業務を担わせる場合、当該基礎研修修了者の人員配置上の取扱いはどのようになるか。例えば、生活支援員として配置したまま当該業務を担わせることが可能か。

(答) それぞれ以下のとおりである。

① 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすため(※)にサービス管理責任者等として配置する場合

利用者に対するサービス提供に支障がない場合に限り、生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であるが、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入できないことに留意が必要である。

※ サービス管理責任者等を2人以上配置する必要がある事業所(利用者数が61人以上(共同生活援助及び自立生活援助は31人以上))において、サービス管理責任者等が1人配置されている場合、残りの人員は基礎研修修了者を配置することで基準を満たしているものとみなされる。

② 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を超えて配置する場合

生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であり、かつ、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入して差しつかえない。

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるもの(平成二十四年三月三十日)(厚生労働省告示第二百三十号)

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1)

# 児童発達支援管理責任者 みなし配置について

## 基礎研修修了者

(注意)経過措置によるみなし配置について

令和元年度から令和3年度に基礎研修修了者となり、現在、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者(以下、サビ児管という。)として従事(みなし配置)している方は、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでに実践研修を修了しなければ、みなし配置終了後、実践研修を修了するまでの間はサビ児管として従事することができなくなります。

★例1: 令和元年10月24日に基礎研修を修了し、現在サビ児管として従事している場合★

→サビ児管として従事可能なのは、令和4年10月23日までです。

→令和4年10月24日以降はサビ児管として従事ができなくなります。実践研修修了後、再度サビ児管として従事することができます。

・基礎研修修了者とは、以下①②の両方を修了している者です。

①相談支援従事者初任者研修(講義部分)

②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修

・実践研修を修了するためには、基礎研修修了者となって以後2年以上の相談支援又は直接支援の実務経験が必要です。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(平成30年3月30日)

(1)障害児支援共通

(児童発達支援管理責任者①)抜粋

問95 児童発達支援管理責任者の実務要件の経過措置が終了するが、経過措置終了後において新要件を満たす児童発達支援管理責任者が配置できなかった場合、～略～

(答)ただし、児童発達支援管理責任者欠如減算が適用されるものであり、早急に適切な人員配置を行うよう指導を行うこと。

必要となる従業者の員数が不足した場合(児童発達支援管理責任者欠如)は、児童指導員等加配加算と専門的支援加算が算定できません。

## 旧児童発達支援管理責任者研修修了者

平成31年3月31日までにサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(以下、「旧研修」という。)相談支援従事者初任者研修(講義部分)を受講している方は、令和6年3月31日までに更新研修を受講しなければ資格が失効しますのでご注意ください。令和6年3月31日までは「サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現に従事しているもの」とみなされます。

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 受講年限確認表

<参考資料3>

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 受講年限確認表【令和7年度版】

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、実践研修（平成30年度までの旧体系の研修修了により資格を取得した方の場合は新体系での初回の更新研修）を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、更新研修を修了する必要があります。

※期限までに更新研修を修了しなかった場合は、改めて実践研修を修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できません。

更新研修の受講年限は次のとおりです。 → 実践研修（旧体系の研修で資格を取得した方の場合は初回の更新研修）修了年度を**起点**として御確認ください。  
（各5年間のうちのいずれかの年度で、更新研修を修了する必要があります。）

### ◆旧体系の研修（平成30年度まで）で資格を取得した方の場合

<起点> 初回更新研修修了年度	更新研修2回目（この間で修了）	更新研修3回目（この間で修了）	更新研修4回目（この間で修了）	更新研修5回目（この間で修了）
令和元年度 ※1	令和2年度～ <u>令和6年度 ※1</u>	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度
令和2年度 ※2	令和3年度～ <u>令和7年度 ※2</u>	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度	令和18年度～令和22年度
令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度	令和19年度～令和23年度
令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度	令和20年度～令和24年度
令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度	令和21年度～令和25年度

※1 令和元年度に更新研修を修了した方は、令和6年度末までに2回目の更新研修を修了しなかった場合、令和7年4月1日から資格が失効しています。

※2 令和2年度に更新研修を修了した方は、令和7年度末までに2回目の更新研修を修了しなかった場合、令和8年4月1日から資格が失効します。

### ◆新体系の研修（令和元年度以降）で資格を取得した方の場合（更新研修を期限までに修了できず、実践研修の修了により、資格を再取得した場合を含む。）

<起点> 実践研修修了年度	更新研修1回目（この間で修了）	更新研修2回目（この間で修了）	更新研修3回目（この間で修了）	更新研修4回目（この間で修了）
令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度	令和19年度～令和23年度
令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度	令和20年度～令和24年度
令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度	令和21年度～令和25年度
令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度	令和22年度～令和26年度

※更新研修受講のためには、以下の①または②の要件が必要です。

受講要件	① 更新研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験がある。
	② 現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員として従事している。

# 届出について

## 1 令和7年度 福祉・介護職員等処遇改善加算 実績報告書 ID:69905

提出期限 令和8年7月31日

\* 加算を算定する場合は、毎年度期限までに処遇改善に関する実績を報告してください。

厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/minaoshi/index\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/minaoshi/index_00007.html)

【福祉・介護職員等処遇改善加算 厚生労働省コールセンター】

電話番号:050-3733-0230

受付時間:9:00~18:00(土日含む)

## 2 令和8年度 福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書 ID:79532

提出期限 令和8年4月15日

## 3 自主点検表 ID:7867

自主点検表による定期的な自主点検(1年に1回以上)をお願いします。

## 4 各種様式及び資料の掲載場所について

岡山市ホームページ 障害者・障害児の事業所 トップページ [https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0\\_2.html](https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_2.html)

様式集 (障害児)指定関係様式集 ID:7706

様式集 (障害児)加算関係様式集 ID:7723

指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新について ID:7676

【障害者・障害児】業務管理体制に関する届出 ID:7572

障害者・障害児事業者 利用者事故等報告書 ID:7709

## 5 疑義照会(質問)について

疑義照会・質問等については、今回の集団指導に係る内容も含めて、事業者指導課(障害事業者係)へEメールで送信してください。

〒700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18KSB会館4階

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課 障害事業者係

Eメール (件名にサービス名を記載してください) [syou-jigyuu@city.okayama.lg.jp](mailto:syou-jigyuu@city.okayama.lg.jp)

**変更届**

提出期限 変更日から10日以内  
 提出書類 (様式第3号)変更届出書  
 添付書類 変更届に係る添付書類確認表  
 (変更届) ID:7706

**変更届に係る添付書類確認表**

R3.5版

指定事業者・施設は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。ただし、事業所(施設)の名称・所在地(設置の場所)の変更、定員の増減(定員減は、算定される単位数が増えるものに限る)等に関しては、変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

また、給付費等の請求に関する事項については、毎月15日までに届出があった場合に、翌月1日からの算定となります。

【提出する書類】

- 1 変更届出書(様式第3号)
- 2 添付書類(次の表を参考にしてください)

※加算に関する変更届に係る添付書類については、別掲の「加算等に係る添付書類確認表(障害児通所支援用)」をご覧ください。

変更する事項	障害児通所支援事業者	障害児入所施設	添付書類等
1 事業所(施設)の名称	○	○	・付表 ・運営規程
2 事業所(施設)の所在地	○	○	・付表 ・設備・備品一覧表 ・運営規程 ・消防法別表の適用確認 ・事業所の平面図 ・賃貸契約書等建物の使用権が分かるもの ・事業所内外の写真 ・建築物関連法令協議記録 ・案内図 ・建物の構造概要(入所施設のみ)
3 申請者の名称 主たる事務所の所在地	○	○	・運営規程 ・法人履歴全部事項証明書 ・業務管理体制 変更届出書
4 代表者の氏名及び住所	○	○	・法人履歴全部事項証明書 ・法第二十一条の五の十五第二項各号の規定に該当しない旨の誓約書 ・業務管理体制 変更届出書
5 登記事項又は条例等	○	○	・法人履歴全部事項証明書
6 事業所の平面図及び設備の概要	○	—	・平面図 ・設備・備品等一覧表 ・変更届所を撮影した写真 ・消防法適用確認 ・建築物関連法令協議記録
7 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	—	○	・平面図 ・設備・備品等一覧表 ・居室面積等一覧表 ・変更届所を撮影した写真 ・消防法適用確認 ・建築物関連法令協議記録 ・建物の構造概要(入所施設のみ)
8 管理者の氏名及び住所	○	○	・付表 ・就任承諾書 ・経歴書 ・実務経験証明書 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(変更日の属する月のもの) ・組織体制図(変更日の属する月のもの)
管理者の住所変更	○	○	・付表 ・経歴書
管理者の氏名変更	○	○	・付表・経歴書 ・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)

**変更届について**

9	児童発達支援管理責任者の氏名及び住所	○	○	・付表 ・就任承諾書 ・経歴書 ・実務経験証明書 ・資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(変更日の属する月のもの) ・組織体制図(変更日の属する月のもの)	
	児童発達支援管理責任者の住所変更	○	○	・付表 ・経歴書	
	児童発達支援管理責任者の氏名変更	○	○	・付表 ・経歴書 ・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)	
10	運営規程	職員の職種・員数、職務の内容	○	○	・付表 ・運営規程 ・従業者の資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(変更日の属する月のもの) ・組織体制図(変更日の属する月のもの)
		営業日・営業時間、サービス提供日、サービス提供時間	○	○	・付表 ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(変更日の属する月のもの) ・組織体制図(変更日の属する月のもの)
	定員	○	○	・指定変更申請書 ・付表 ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(変更日の属する月のもの) ・組織体制図(変更日の属する月のもの) ・平面図(利用居室に変更のある場合) ・体制等に関する届出書 ・体制等状況一覧表	
	利用者から徴収する費用の額	○	○	・付表 ・運営規程	
	主たる障害種別	○	○	・付表 ・運営規程 人員配置基準、設備基準等が変わる場合には、関係書類一式	
	各支援の内容	○	○	・付表 ・運営規程	
	通常の事業の実施地域	○	○	・付表 ・運営規程	
11	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	医療型を除く	医療型を除く	・付表 ・協力医療機関との契約書(写し)(囑託医契約書とは別物です) ・位置図	
12	児童福祉施設変更届 ・施設の種類及び位置 ・建物その他設備の構造・図面 ・運営方法 ・代表者・管理者 等	△	○	・児童福祉施設変更届(障害児入所施設、児童発達支援センターのみ) ・変更内容に応じた書類 ※障害福祉課へ添付書類確認のうえ、提出すること	
13	障害児通所支援事業等変更届 ・事業の種類及び内容 ・開設者の名称・所在地 ・定款等 ・施設の種類・所在地 ・代表者・管理者 等	○	—	・障害児支援事業等変更届 ・変更内容に応じた書類 ※障害福祉課へ添付書類確認のうえ、提出すること	
14	(業務管理体制) 法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行の状況の監査の方法	○	○	・業務管理体制 変更届出書	

# 体制届について

R6.4版

## 加算等に係る添付書類確認表

指定事業者・施設は、給付費等の請求に関する事項で事前の届出が必要なものに変更がある場合については、前月の15日までに受理された場合には翌月1日から、16日以後に受理された場合には翌々月の1日からの算定となります。

【提出する書類】ID7723

- 1 変更届出書（様式第3号）
- 2 障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）
- 3 障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号別紙）
- 4 添付書類（次の表を参考にしてください）

\*以下に掲示している書類で算定要件が確認できない場合、他の書類の提出を求めることがあります。

加算等の種類	児童発達支援	放課後等サービス	保育所等訪問支援	在宅訪問型児童発達支援	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	添付書類
児童指導員等加算加算	○	○					・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・児童指導員等加算加算に関する届出書（通所） ・経験5年以上の児童指導員等は、実務経験証明書 ・資格を証する書類
専門的支援体制加算	○	○					・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・専門的支援体制加算に関する届出書 ・保育士・児童指導員は、資格を取得してから5年以上の実務経験証明書 ・資格を証する書類
専門的支援実施加算	○	○					・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・専門的支援実施加算に関する届出書 ・保育士・児童指導員は、資格を取得してから5年以上の実務経験証明書 ・資格を証する書類
福祉専門職員配置等加算	○	○			○	○	・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・福祉専門職員配置等に関する届出書（専門職員の状況含む） ・(1)福祉専門職員の状況 又は (2)8年以上常勤の状況 ・資格を証する書類 注) Ⅰ、ⅡとⅢで添付書類が異なります。 (Ⅲを勤務年数要件で取得する場合は、経歴証明書又は実務経験証明書)
看護職員加算加算(通所)	○	○					・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・看護職員加算加算に関する届出書 ・看護職員の資格を証する書類を写し
栄養士配置加算	○						・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・栄養士配置加算及び栄養マネジメント加算に関する届出書 ・資格を証する書類 ・実務経験証明書
食事提供加算センターのみ	○						・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・食事提供加算届出書 ・栄養士又は管理栄養士は、資格を証する書類
強度行動障害児支援加算	○		○	○			・強度行動障害児支援加算に関する届出書 ・強度行動障害者養成研修(実践研修)修了証
強度行動障害児支援加算(放課後等サービス)	○	○					・強度行動障害児支援加算に関する届出書(放課後等サービス) *加算1 強度行動障害者養成研修(実践研修)修了証 *加算2 強度行動障害者養成研修(中核の人材)修了証
送迎加算(重症心身障害児・医療的ケア)	○	○					・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・送迎加算に関する届出書
延長支援加算	○	○					・延長支援加算に関する届出書
中核機能強化加算(センターのみ)	○						・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・地域障害児支援体制中核拠点登録通知書の写し ・中核機能強化加算に関する届出書 ・障害児支援に従事した経験年数5年以上の実務経験証明書 ・支援体制の保育士・児童指導員は、障害児通所支援又は障害児入所支援に3年以上従事した実務経験証明書 ・資格を証する書類 *加算により算定要件が異なりますのでお問い合わせください。
人工内耳装用児支援加算	○	○					・勤務の体制及び勤務形態一覧表（組織体制図） ・人工内耳装用児支援加算に関する届出書 ・聴力検査室がわかる図面(写真等) ・資格を証する書類
入浴支援加算	○						・浴室・浴槽・衛生的に必要な設備がわかる図面(写真等) ・入浴に係る安全確保の取組を記載した安全計画

個別サポート加算(1)			○*				・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・個別サポート加算(1)に関する届出書 ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了証写し *主として重症心身障害児を通常の事業所において支援を受ける重症心身障害児は加算しない。
・訪問支援員特別加算 ・多職種連携加算 ・ケアニーズ対応加算関係				○	○		・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・訪問支援員に関する届出書 ・実務経験証明書 ・資格を証する書類
保育職員加算加算						○	・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・保育職員加算加算に関する届出書
重度障害児支援加算に係る届出書						○	・研修修了証の写し
日中活動支援加算						○	・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・日中活動支援加算に関する届出書 ・実務経験証明書
強度行動障害児特別支援加算						○	・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・強度行動障害児特別支援加算に関する届出書 ・加算1 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了証 ・加算2 強度行動障害支援者養成研修(中核の人材)修了証 ・資格を証する書類
心理担当職員配置加算・要支援児童加算に関する届出書						○	・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・心理支援を行う部屋・設備の図面及び写真 ・心理担当職員の障害児支援に従事した経験年数を証する実務経験証明書 ・資格を証する書類 ・心的外傷のため心理支援を必要とする障害児名簿
看護職員配置加算(入所)						○	・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・看護職員配置加算に関する届出書 ・看護職員の資格を証する書類を写し
児童指導員等加算加算(入所)						○	・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・児童指導員等加算加算に関する届出書(入所) ・経験5年以上の児童指導員等は、実務経験証明書 ・資格を証する書類
自活訓練加算に関する届出書						○	・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・自活訓練加算に関する届出書 ・自活訓練を必要とする障害児名簿等 ・施設と居住場所との位置図 ・居住場所の平面図及び自活訓練計画書(指導員のチーム編成・勤務形態・日課・スケジュール・実習予定表)
栄養士配置加算 栄養マネジメント加算						○	・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・栄養士配置加算及び栄養マネジメント加算に関する届出書 ・資格を証する書類 ・実務経験証明書
小規模グループケア加算						○	・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・小規模グループケア加算に関する届出書 ・小規模グループケアを行う施設の平面図 ・小規模グループケアの単位ごとに届出書
ソーシャルワーカー配置加算						○	・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・資格を証する書類
障害者支援施設等感染対策向上加算						○	・障害者支援施設等感染対策向上加算に関する届出書 ・要件を満たすことが分かる根拠資料
福祉・介護職員等処遇改善加算等	○	○	○	○	○	○	その他必要な書類
指定管理者制度適用区分	○	○	○	○	○	○	その他必要な書類
地域生活支援拠点等	○	○	○	○	○	○	その他必要な書類

※加算1に関係する人員が、一体的運用を行う多機能型以外の事業所等と兼務している場合は、その点がわかる組織体制図と、加算1に関係する人員の他事業所における従業員としての勤務の体制及び勤務形態一覧表(関係する人員のみで可)を添付すること。

# 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表		2024 年 月		サービス種別	児童発達支援・放課後等デイサービス																																		
				事業所名																																			
				(1)記載する期間																																			
				(2)予定/実績の別																																			
				(2)-2 定員																																			
				(8)事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数	時間/週 時間/月																																		
No.	(4)職種	(5)勤務形態	(6)資格	(7)氏名	(8)																															(9)勤務時間数合計	(10)週平均の勤務時間数	(11)兼務状況(兼務先/兼務する職務の内容)等	
					第1週							第2週							第3週							第4週							第5週						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1	サービス管理責任者	A		A																																0	0.0		
2	サービス管理責任者	B		B																																0	0.0		
3	サービス管理責任者	C		C																																0	0.0		
4	サービス管理責任者	D		D																																0	0.0		
5	その他																																			0	0.0		
6																																				0	0.0		
7																																				0	0.0		
8																																				0	0.0		
9																																				0	0.0		
10																																				0	0.0		
11																																				0	0.0		
12																																				0	0.0		
13																																				0	0.0		
14																																				0	0.0		
15																																				0	0.0		
16																																				0	0.0		
17																																				0	0.0		
18																																				0	0.0		
19																																				0	0.0		
20																																				0	0.0		
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
サービス提供時間																																							

1 ページ

勤務形態一覧表(標準様式)はサービスごとに分かれたシートを選択し利用してください。ID 7706

- 【勤務形態一覧表(汎用)】
- 【勤務形態一覧表(児童発達支援・放課後等デイサービス)】
- 【勤務形態一覧表(児童発達支援・主に重症心身障害児)】
- 【勤務形態一覧表(児童発達支援センター)】
- 【勤務形態一覧表(居宅訪問型児童発達支援)】
- 【勤務形態一覧表(保育所等訪問支援)】
- 【勤務形態一覧表(福祉型障害児入所施設)】
- 【勤務形態一覧表(医療型障害児入所施設)】

こども家庭庁 | 指定申請様式例一覧

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei/shitei>

# 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式)

<実人数集計>

	管理者		児童発達支援管理 責任者		児童指導員		保育士		機能訓練担当職員		看護職員		その他職員		-	
	専従	兼務														
常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
常勤換算数	記載する期間を 選択してください															

・最初に「年月欄」「サービス種別」「事業所名」を入力してください。

- (1) 「4週」・「暦月」のいずれかを選択してください。
- (2) 「予定」・「実績」のいずれかを選択してください。
- (2) -2 定員数を入力してください。
- (3) 事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数を入力してください。
- (4) 従業者の職種を入力してください。  
記入の順序は、職種ごとにまとめてください。
- (5) 従業者の勤務形態について、下記のうち該当する区分の記号を入力してください。

記号	区分
A	常勤で専従
B	常勤で兼務
C	非常勤で専従
D	非常勤で兼務

(注) 常勤・非常勤の区分について

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。雇用の形態は考慮しません。

(例えば、常勤者は週に40時間勤務することとされた事業所であれば、非正規雇用であっても、週40時間勤務する従業者は常勤扱いとなります。)

- (6) 従業者の保有する資格を入力してください。  
保有資格を全て記入するのではなく、人員基準・加配加算上、求められる資格等を入力してください。  
※選択した資格及び研修に関して、**必要に応じて、資格証又は研修修了証等の写しを添付資料として提出してください。**
- (7) 従業者の氏名を記入してください。
- (8) 申請する事業に係る従業者(管理者を含む。)の1ヶ月分の勤務時間を入力してください。常勤の職員が休暇を取得する場合は、「休」と入力してください。  
※ 指定基準の確認に際しては、4週分の入力に差し支えありません。
- (9) 従業者ごとに、合計勤務時間数を入力してください。  
※ 入力することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。
- (10) 従業者ごとに、週平均の勤務時間数を入力してください。
- (11) 申請する事業所以外の事業所・施設との兼務がある場合は、兼務先の事業所・施設の名称、兼務する職務の内容について記入してください。  
同一事業所内の兼務についても兼務する職務の内容を記入してください。  
その他、特記事項欄としてもご活用ください。
- (12) 必要項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等をもって代替書類として差し支えありません。

2 ページ

# 定義

## 【児童指導員】

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

※岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岡山市条例第96号)

※「児童福祉事業」とは、社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業

## 【管理者】

管理者に必要な要件は、以下のいずれかに該当することです。

- 1 社会福祉主事任用資格を有する者
  - 2 社会福祉事業に2年以上従事した者
  - 3 その他規則で定める者
- (1) 次のいずれかの事業に2年以上従事した者
- ① 病院又は診療所
  - ② 介護保険法第8条又は第8条の2に規定する事業又は施設
  - ③ 特別支援学校又は特別支援学級
  - ④ 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、福祉事務所、保健所
  - ⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園
  - ⑥ その他市長が特に認める事業又は施設
- ※上記と同等以上と認められる事業又は施設
- (2) 社会福祉施設長資格認定講習課程修了者

岡山市基準条例の独自基準の概要について(障害児)

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/cmsfiles/contents/0000007/7953/000191015.pdf>

# 定義

## (1)「常勤」

指定障害児通所支援事業所における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。 )又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。 )第23条第1項、第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。 )が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

当該指定障害児通所支援事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。 )、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。 )、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。 )、同法第23条第2項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。 )を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

## (2)「常勤換算方法」

指定障害児通所支援事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害児通所支援事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該指定障害児通所支援事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害児通所支援事業所の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

## (3)「勤務延べ時間数」

勤務表上、指定通所支援の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定通所支援の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害児通所支援事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

# 定義

## 【従たる事業所の取扱いについて】(同一の事業所番号の場合)

指定障害児通所支援事業者の指定等は、原則として指定通所支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合を除く。)又は放課後等デイサービスについては、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。

### ① 人員及び設備に関する要件

ア「主たる事業所」及び「従たる事業所」の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。

イ「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること。

ウ「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

### ② 運営に関する要件

ア利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。

ウ苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

## 【児童発達支援管理責任者に必要な実務経験】

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるもの(平成二十四年三月三十日)(厚生労働省告示第二百三十号)

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1)

児童発達支援管理責任者の実務経験要件における保育所について

①認可外保育所・・・対象外 保育士として勤務しても、児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験とはみなされない。

②企業主導型保育所・・・対象外

要件項目	具体的な内容
1	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
2	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
3	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
4	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
5	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
6	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
7	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
8	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
9	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
10	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
11	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
12	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
13	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
14	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
15	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
16	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
17	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
18	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
19	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
20	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
21	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
22	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
23	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
24	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
25	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
26	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
27	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
28	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
29	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。
30	児童発達支援(児童発達支援センター)の管理業務に1年以上従事した経験があること。



# 人員に関する基準

## ⑤ 児童指導員等としての配置(基準第5条第3項・第7項)

機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)を配置する場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を、第5条第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

ただし、当該規定により、機能訓練担当職員等を第5条第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含める場合であっても、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

なお、ここでいう半数は、基準第5条第1項第1号により必要とされる員数に対して半数とする。

(例) 定員10人の事業所において、児童指導員を1名、看護職員を3名配置している場合、定員10人に対して、第5条第1項第1号により配置する従業者は2名であり、その半分が児童指導員又は保育士であれば良いため、第5条第7項の要件を満たすことになる。

## ⑥ 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に係る従業者の員数(基準第5条第4項)

基準第5条第4項は、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、そのうち機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができると定めたものである。ただし、指定児童発達支援事業所に機能訓練担当職員は必ず置くものであり、機能訓練担当職員を置かないことができるのは、日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合であること。

## ⑦ 指定児童発達支援の単位(基準第5条第5項)

指定児童発達支援の単位とは、同時に、一体的に提供される指定児童発達支援をいうものである。例えば、午前と午後とで別の障害児に対して指定児童発達支援を提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

また、同一事業所で複数の指定児童発達支援の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)が必要となるものである。

## ⑧ 児童発達支援管理責任者その他の職務との兼務について(基準第5条第8項)

指定児童発達支援事業所の従業者は、原則として専従でなければならない。このため、児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う児童指導員等とは異なる者でなければならない。

## (2) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)に係る従業者の員数(基準第6条)

基準第6条は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第63条において児童発達支援センターに義務づけている職員配置を指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下(2)において同じ。)の指定児童発達支援の提供にあたり規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。

なお、旧医療型児童発達支援事業所については、令和6年改正府令附則第2条の規定により、令和9年3月31日までの間は、基準第6条の規定にかかわらず、なお従前の例(令和6年改正府令第1条の規定による改正前の基準(以下「旧基準」という。)第56条の規定)によることができるものとする。

また、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けている旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所についても、令和6年改正府令附則第4条の規定により、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例(旧基準第6条第4項又は第5項の規定)によることができるものとする。

① 基準第6条第3項は、指定児童発達支援事業所において、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる従業者を、診療所として必要とされる数、置かなければならないことを定めたものである。

② 基準第6条第4項は、機能訓練担当職員等を配置する場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を、第6条第1項第2号のイの児童指導員又は保育士の合計数に含めることができるものと定めたものである。

③ 基準第6条第5項は、②により、機能訓練担当職員等を、基準第6条第1項第2号のイの児童指導員又は保育士の合計数に含める場合であっても、その半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないことを定めたものである。

また、ここでいう半数は、基準第6条第1項第2号のイにより必要とされる員数に対して半数とする。

# 人員に関する基準

- ④ 基準第 6 条第 7 項は、同条第 1 項(第 1 号を除く。)、第 2 項及び第 4 項に規定する従業者のうち同条第 1 項第 3 号の栄養士及び同項第 4 号の調理員について併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。
- ⑤ 基準第 6 条第 8 項は、指定児童発達支援事業所において、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合に置くべき診療所として必要とされる従業者について、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。
- ⑥ 基準第 6 条第 9 項は、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進の観点から、保育所等に通う児童と指定児童発達支援事業所に通う障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者について、保育所等に通う児童への保育に併せて従事させることを認めたものである。

## 運営指導での指摘事項

- 障害児の数に応じた児童指導員又は保育士が配置されていない。
- 毎月毎日の勤務実態管理ができておらず、人員基準及び児童指導員等加配加算などの体制加算の算定要件を満たしているかどうか曖昧な状況であった。
- 2名(児童指導員又は保育士)の配置が必要な時間帯であるにも関わらず、1名しか配置できていなかった。
- 送迎、従業者の休暇等により人員が不足していた。
- 児童指導員又は保育士のうち1人以上は常勤でなければならないが、常勤従業員が配置されていない。
- 機能訓練担当職員又は看護職員を児童指導員等としての配置に含める場合において、児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないが、2分の1以上児童指導員又は保育士が配置できていなかった。

## 福祉型障害児入所施設における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

### (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上【施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】

- ① 感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。

また、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

#### 《運営基準【新設】》

- ① 指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ② 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

#### 《障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】》

- イ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位／月
- 以下の（１）から（３）までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。
- （１）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- （２）協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。
- （３）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

- ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位／月
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- ② 障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け、評価を行う。

#### 《新興感染症等施設療養加算【新設】》

240単位／日

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に5日を限度として所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。

# 岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(指定障害児入所施設等の一般原則)

第3条第3項 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)**及び障害児(15歳以上の障害児に限る。)**が**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)**第5条第1項に規定する**障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)**その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。)**を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

第2章 指定福祉型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(従業者の員数)第4条

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、**心理支援**を行う必要があると認められる障害児5人以上に**心理支援**を行う場合には**心理担当職員**(児童福祉施設最低基準条例第69条第14項に規定する心理指導担当職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

3 前項に規定する**心理担当職員**は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備)第5条

2(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、**支援室**、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、**支援室**、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 **支援室**、**屋外遊戯場**並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

(指定入所支援の取扱方針)第20条

**2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。**

**3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。**

(入所支援計画の作成等)第21条

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「**アセスメント**」という。)を行うとともに、**障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう**障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、**障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児**に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「**テレビ電話装置等**」という。))を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

(移行支援計画の作成等)

**第21条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。**

**2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。**

**3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。**

**4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。**

**5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。**

**6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。**

# 岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(児童発達支援管理責任者の責務) 第22条

**2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。**

(支援)

第25条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の**支援**と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に**支援**を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を**支援**に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による**支援**を受けさせてはならない。

(協力医療機関等) 第39条

**3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。**

**4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。**

第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

(従業者の員数) 第52条

(3) **心理支援**を担当する職員 1以上(主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。))を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

(設備)

第53条 (2) **支援室**及び浴室を有すること。

2(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 **屋外遊戯場**、ギブス室、特殊手工芸等の作業を**支援**するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

第21条 第21条の2 第22条 第25条は指定医療型障害児入所施設について準用します。

岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月19日 市条例第80号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 指定福祉型障害児入所施設(第4条—第51条)

第3章 指定医療型障害児入所施設(第52条—第57条)

第4章 雑則(第58条)

# 運営に関する基準

○岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例平成24年12月19日市条例第79号運営に関する基準  
(利用定員)

第11条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第37条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

- ・「重要事項説明書」と「運営規程」間で内容(営業日時、通常の事業の実施地域など)が相違している。
- ・重要事項説明書に、事故発生時の対応、苦情解決の体制及び第三者評価の実施状況等必要な事項が記載されていない。

(契約支給量の報告等)

第13条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

岡山市から受給者証が交付されたときは、「契約内容報告書」の報告は不要です。

(提供拒否の禁止)

第14条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

原則として、利用申込みにに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障がいの程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。提供を拒むことのできる正当な理由とは、

①当該事業の利用定員を超える利用申込があった場合

②入院治療の必要のある場合

③当該児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対して自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。

なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断られる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由には当たりません。

# 運営に関する基準

## （連絡調整に対する協力）

第15条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（以下「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

## （サービス提供困難時の対応）

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

## （受給資格の確認）

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

受給者証の写しを取る、などの方法による確認をしていない。

受給者証の写しについて、給付決定期間の有効期限が切れたままであり、直近のものが保管されていない。

## （障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

## （心身の状況等の把握）

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

障がい児の心身の状況やその置かれている環境等（家族の状況、通院や通学先等）に変化や変更があれば、その状況等を適切に把握する必要があります。

## （指定障害児通所支援事業者との連携等）

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

# 運営に関する基準

## (サービスの提供の記録)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録してください。

記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けてください。

延長支援した場合は延長支援した時間を記録してください。

## (指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第22条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

## (通所利用者負担額の受領)

第23条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。))を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第23条第4項の規定により子ども家庭庁長官が別に定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

支払を受けた場合は、領収書を保護者に対して交付してください。

費用に係る提供は、あらかじめ、保護者に対し、内容及び費用の説明を行い、保護者の同意を得てください。

# 運営に関する基準

(通所利用者負担額に係る管理)

第24条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第23条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

法定代理受領により、市町村等から通所給付費等の支払を受けたときは、保護者に対して、代理受領した金額等を書面により通知すること。

参考様式はこちら [岡山市障害福祉課 障害児\(通所・入所\)支援に係る事業者向け情報 \(ID 7873\)](#)

(6) **意思決定支援の推進**【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。

## ③ 総合的な支援の推進

- 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。

(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

### 《運営基準【新設・一部改正】》

- 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。
- 児童発達支援管理責任者は、(中略)心身の健康等に関する領域との関連性(中略)を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。

# 運営に関する基準

第26条 指定児童発達支援事業者は、第27条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

3 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

# 運営に関する基準

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 24 年3月 30 日障発0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

## (15) 指定児童発達支援の取扱方針(基準第 26 条)

① 基準第 26 条第 1 項は、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援が漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を提供しなければならないこととしたものである。なお、適切な支援の提供に当たっては、追ってお示する「児童発達支援ガイドライン」を参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、児童発達支援における支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。

② 基準第 26 条第 2 項は、指定児童発達支援が、障害児の意思を尊重し、障害児の最善の利益の保障の下で行われることが重要であることに鑑み、指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、児童発達支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、障害児及びその保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととしたものである。当該配慮に当たっては追ってお示する「支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」に十分留意すること。

③ 基準第 26 条第 3 項に規定する支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めるべきものであること。

④ 基準第 26 条第 4 項は、指定児童発達支援事業者は、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。⑤及び⑥並びに(15)の 2)において同じ。)の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、5 領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」)を含む総合的な支援内容としなければならないこととしたものである。

⑤ 基準第 26 条第 5 項は、指定児童発達支援事業者は、自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。

⑥ 基準第 26 条第 6 項は、指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うため、同項第 1 号から第 7 号までに掲げる事項について、指定児童発達支援事業者が当該指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価(⑦において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならないこととしたものである。なお、当該評価及び改善を図るに当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、児童発達支援における支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。

⑦ 基準第 26 条第 7 項は、指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととしたものである。

## (15) の 2) 指定児童発達支援プログラムの策定等(基準第 26 条の 2)

基準第 26 条の 2 は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、指定児童発達支援プログラム((15)④の 5 領域との関連性を明確にした当該児童発達支援事業所全体の指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表しなければならないこととしたものである。

なお、令和 6 年改正府令附則第 6 条の規定において、1 年間の経過措置を設けており、令和 7 年 3 月 31 日までは、努力義務とされているが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい。

## (15) の 3) インクルージョンの推進(基準第 26 条の 3)

基準第 26 条の 3 は、障害の有無にかかわらず、安心して共に育ち暮らすことができる社会の実現に向けて、こども施策全体の連続性の中で、インクルージョンを推進していくことが重要であることに鑑み、指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととしたものである。

# 運営に関する基準

## (児童発達支援計画の作成等)

第27条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下この条及び第54条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、**障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう**障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその**第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点**を踏まえた**指定児童発達支援の具体的内容**達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、**障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で**、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者**及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援(法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。))を提供する者**に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

# 障害者の意思決定支援を推進するための方策

## 意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

### 【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

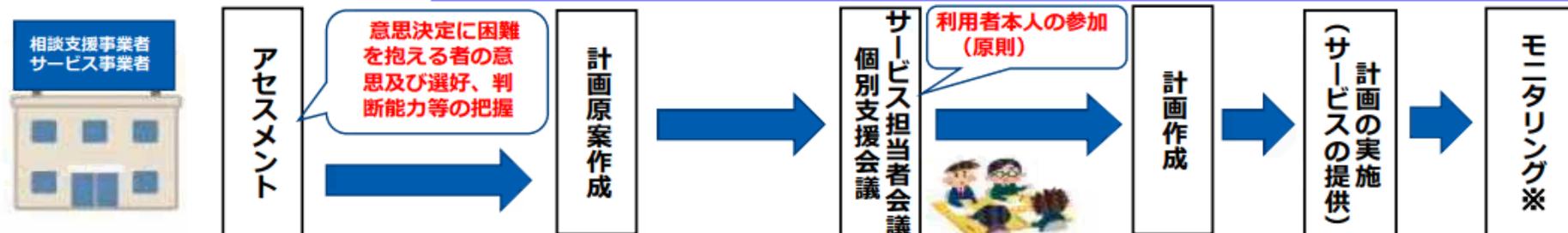
### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。
  - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には**、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
  - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

### 【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。
- ※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考)障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

# 運営に関する基準

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

## 改善を要する事項に係る事例等

- ・計画作成の際に、担当者会議が開催されていない、会議に保護者が参加していない、記録が不十分。
- ・通所支援計画等が作成されていない。(提供するサービスの内容について、通所給付決定保護者及び障がい児に対する説明が行われておらず、同意も得られていない。)
- ・通所支援計画等を通所給付決定保護者に交付していない。
- ・児童発達支援管理責任者によるモニタリングが行われていない。また結果を記録していない。
- ・個別支援計画書の様式について、記載する内容が不十分。
- ・個別支援計画の見直し(少なくとも6ヶ月に1回以上)が行われていない。

(6) **意思決定支援の推進**【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

(7) **本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)**【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

(10) **個別支援計画の共有**【短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定(障害児)相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

# 運営に関する基準

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 24 年3月 30 日障発0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

## (16) 児童発達支援計画の作成等(基準第 27 条)

① 基準第 27 条においては、児童発達支援管理責任者が作成すべき児童発達支援計画について規定している。

児童発達支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、(15)の④の5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達の具体的内容(行事や日課等も含む。)、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載すること。インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容については、例えば、保育所等への移行支援等のインクルージョンの観点を踏まえた取組や、地域との交流の機会の確保等の支援におけるインクルージョンの視点などが考えられる。なお、児童発達支援計画の様式については、「児童発達支援ガイドライン」を参考にしつつ、各指定事業所で定めるもので差し支えない。

また、児童発達支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、指定障害児相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいう。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。

## ② 児童発達支援管理責任者の役割

児童発達支援管理責任者は、当該児童発達支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、児童発達支援計画の原案を作成し、以下の手順により児童発達支援計画に基づく支援を実施するものである。

### ア 個別支援会議の開催

障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等の活用も可能)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること。当該会議の開催に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる。なお、その際、年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要であること。

### イ 児童発達支援計画の原案の説明・同意

児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること

### ウ 児童発達支援計画の交付

通所給付決定保護者及び当該保護者が利用する指定障害児相談支援事業所へ当該児童発達支援計画を交付すること。また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の内容も踏まえた障害児支援利用計画の作成その他支援を可能とする観点から、児童発達支援計画の交付先である指定障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めること。

### エ モニタリング

当該児童発達支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、児童発達支援計画を見直すべきかどうかについての検討(当該検討は少なくとも6月に1回以上、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行う必要があること。)を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得ること。

# 運営に関する基準

(児童発達支援管理責任者の責務)

第28条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第29条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(支援)

第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(食事)

第31条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第32条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

# 運営に関する基準

## (健康管理)

第33条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。))が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
<u>乳児又は幼児に対する健康診査</u>	<u>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

3 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

## (緊急時等の対応)

第34条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## (通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

## (管理者の責務)

第36条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

管理者として、健全な事業運営のため、障がい児、業務全般、事業所全体について把握し、従業者に必要な指示や業務等を指揮命令してください。

# 運営に関する基準

## (運営規程)

第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第43条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 苦情解決体制の整備
- (14) その他運営に関する重要事項

運営規程と重要事項説明書の間で内容が相違していることがあります。

## (勤務体制の確保等)

第38条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

## 改善を要する事項に係る事例等

- ・事業所ごとに作成すべき勤務予定表(月ごと)が作成されていない。
- ・人員の基準が満たされているか、確認を行っていない。(勤務実績作成し確認してください)
- ・加算の対象となる従業者の勤務時間が明記されていない。(加配算定要件の確認を行っていない)
- ・管理者及び従業者等(特に非常勤職員等の短時間雇用従業者)の勤務条件が雇用契約書等により明確になっていない。
- ・勤務予定表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
- ・すべての従業者(管理者等)が記載された勤務予定表となっていない。
- ・研修が計画的に実施されていない。または非常勤の従業員について研修が実施されていない。(年間計画を作成してください)

# 運営に関する基準

- 従業者が複数の職種を兼務している場合職種ごとの勤務時間を明記する必要があります。
- 管理者は、常に事業所(施設)の人員基準が満たされているかどうか、勤務予定、実績により管理してください。通所給付費等の算定において人員欠如減算の対象となる事業については、人員基準を満たしているかを確認してください。
- 人員基準における職員の「常勤」について誤った認識をしている事業所があります。人員基準において必要な人員の「常勤」と「常勤換算」の違いについてご注意いただき、事業所に配置している職員が人員基準を満たしているかどうか確認してください。
- 実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること。
- 加算算定要件について確認をしてください。

障がい福祉の現場において、全ての障がい福祉サービス等事業者等を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持(ハラスメント対策)を求めることとなりました。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業者が講ずべき措置の具体的な内容及び事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとなります。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、保護者等から受けるものも含まれることに留意してください。また、障がい児による従業者に対する問題行動については、従業者の就業環境が害されることを防止するため、従業者からの相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じることが望ましいです。さらに、障がい児の問題行動が遁減し、障がい児の心身が健やかに成長・発達等するよう支援をしていくことが必要であることに留意してください。

## A事業者が講ずべき措置の具体的な内容

具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。

### A事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

### B 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のための事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。

## イ事業者が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されているので参考にしてください。

## 障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル及び研修の手引き等

(厚生労働省) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00012.html)

# 運営に関する基準

(業務継続計画の策定等)

第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

感染症や非常災害の発生時において、支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、従業員に対し、業務継続計画を周知し、定期的年1回以上研修を行ってください。

「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。

ア 感染症に係る業務継続計画

a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応

c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

イ 災害に係る業務継続計画

a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)

b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)

c 他施設及び地域との連携

## (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

### 《業務継続計画未策定減算【新設】》

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着

支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

(減算単位)

- ・ 所定単位数の3%を減算  
(対象サービス：療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 所定単位数の1%を減算  
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

# 運営に関する基準

## (定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

## (非常災害対策)

第40条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業員に周知しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、第2項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ近隣の自治体、地域住民、指定障害児通所支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

7 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

## (安全計画の策定等)

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

## (自動車を運行する場合の所在の確認)

第40条の3 自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

# 運営に関する基準

(衛生管理等)

第41条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的3月に1回に開催すること

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること

従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(協力医療機関)

第42条 指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く。)は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(掲示)

第43条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

# 運営に関する基準

## (身体拘束等の禁止)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## (9) 身体拘束等の適正化の推進【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

① 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。

② 訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

### 《身体拘束廃止未実施減算の見直し》

[現 行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

### [見直し後]

(施設・居住系サービス) ※1

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

(訪問・通所系サービス) ※2

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

※1 障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

## (虐待等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

# 運営に関する基準

## (8) 障害者虐待防止の推進【全サービス】

- ① 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ② 指定基準の解釈通知において、
  - ・ 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
  - ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

### ≪虐待防止措置未実施減算【新設】≫

- 次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。
- ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること
  - ② 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
  - ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

### (児童対象性暴力等の防止)

第46条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

### (秘密保持等)

第47条 指定児童発達支援事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業員又は管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

### (情報の提供等)

第48条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

# 運営に関する基準

## (利益供与等の禁止)

第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

## (苦情解決)

第50条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村長に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかできる限り協力しなければならない。

## (地域との連携等)

第51条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

## (事故発生時の対応)

第52条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

様式 障害者・障害児事業者 利用者事故等報告書 (ID 7709)

# 運営に関する基準

## (会計の区分)

第53条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

## (記録の整備)

第54条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第21条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 第35条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第38条第1項に規定する勤務の体制等の記録
- (5) 第44条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (6) 第50条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第52条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (8) 法第6条の2の2第2項に規定する障害児通所支援に関する費用等及び第23条第1項から第3項までに規定する利用者負担額等に関する請求及び受領等の記録